

鳥取県町村会からの要望に対する回答

要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
I 最重点要望事項			
1 原子力発電所における事故発生時の支援体制の整備について	<p>このたびの東日本大震災において、原子力発電所からの放射能もれの事故は、地域住民の区域外退去により、集団移転という未曾有の事態となりました。</p> <p>また、農林業作物では、放射能汚染により地域経済の停滞を招き、全体的な復興の工程表が見えにくい状況が続いています。</p> <p>本県においても、島根原子力発電所で事故が発生した場合には、数時間で境港市・米子市はもちろん、鳥取県西部地域にも放射能が拡散するとの研究報告が鳥取大学医学部で行われております。万が一そのような事故が発生した際には従前の半径数キロメートルというくくりでなく、地形的要因で「ホットスポット」が発生し市町村及び地域単位での区域外退去をせざるを得ない状況も想定されます。</p> <p>つきましては、事故発生時の災害支援・対策を始め、県内での居住地の受け入れも含めた協力・支援体制の整備確立に対する推進をお願いします。</p> <p>併せて、より実行的なEPZの設定がされるよう国に対して働きかけをお願いします。</p>	<p>島根原子力発電所において、万が一、原子力災害が発生した場合の対策として、島根県等と連携して、福島第一原子力発電所での避難指示等の範囲をそのまま島根原子力発電所に置き換えて検討を行っています。このため、現時点の避難計画は、避難対象を半径30km以内とし、一時集結所や避難元と避難先のマッチング、輸送手段等について検討を進めているところです。</p> <p>避難先としては、県内市町村を基本としながら、隣接県の市町村も対象に考えており、12月1日に県内市町村、11月11日に広島県内市町村、11月16日に岡山県内市町村、11月16日に山口県内市町村に対して、避難者の受入れ等について協力をお願いするなど、協力・支援体制の整備を行っているところです。</p> <p>また、万が一に備えて平時のモニタリング体制の充実を図るとともに、緊急時のモニタリング体制や防護用資機材、安定ヨウ素剤等の備蓄など原子力防災対策全般の充実を検討しているところです。</p> <p>さる1月31日の閣議で原子力災害対策特別措置法の改正案が決定され、鳥取県が関係周辺都道府県として位置付けられる見込みとなったことを踏まえ、第1回原子力安全対策プロジェクトチーム会議を開催し原子力防災対応体制を構築したところです。</p> <p>EPZについては、原子力災害特別措置法の改正案において原子力防災指針を法定化することになっており、その防災指針の中には重点的に対策を実施すべき区域として、UPZ（30km）を設定するという方向が打ち出されているところです。引き続き国に対して必要な要望をしていきたいと考えています。</p> <p>また、西部町村会が中心となって30～50km圏内の住民避難計画を開始されましたが、県としても積極的に支援を行っているところです。</p>	危機管理局 危機管理政策課
2 地方交付税の総額確保について	<p>地域主権を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」が段階的に廃止され、地方が自由に使える一括交付金「地域自主戦略交付金」が平成23年度から創設されました。</p> <p>地方では経済の疲弊、高齢化が深刻であり、一般財源の確保が重要な課題になっています。このような状況の中で、偏在性が少なく、安定的な地方税体系への見直し、財源確保機能を踏まえた地方交付税総額の適切な確保に取り組むとともに、平成24年度においては町村の地方交付税が前年度水準を下回ることをしないよう総額の確保を国に対して働きかけていただきますようお願いいたします。</p>	<p>平成23年7月26日、10月20日及び12月20日に、今回要望いただいている同趣旨の内容について、国に対して提案・要望を行いました。</p> <p>今後も、必要な内容について国に対して提案・要望を行います。</p>	企画部 地域づくり支援局 自治振興課

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
3	町村福祉事務所設置後の支援について	<p>町村福祉事務所設置後の支援について、1年限りではなく、数年間の支援をお願いします。</p> <p>町村福祉事務所を設置後、実際に事務事業にあたってみての課題も見えてきています。そうした課題・問題点については逐次改善をしていきたいと考えています。</p> <p>その中で、最も難しい課題のひとつが生活保護事務に係る査察指導員（スーパーバイザー）の配置・養成であります。</p> <p>県福祉事務所におかれては、長年にわたって積み上げてこられた実績、ノウハウ、人材をお持ちですので、仮に現業員（ケースワーカー）未経験者が配置されても、比較的容易に対応ができるのではないかと想像をします。</p> <p>翻って、町村福祉事務所の場合、組織としての経験は未熟ですし、また現業員（ケースワーカー）を経験した職員は原則的にいませんので、必然的に未経験者を配置することになります。</p> <p>そうした、町村の事情を斟酌していただき、1年限りではなく今しばらくの間、査察指導員（スーパーバイザー）の派遣及び生活保護事務における指導職員の定期的な派遣指導と、現在県福祉事務所に配置されている就労支援員の町村ケースへの協力など人的な支援をお願いします。</p>	<p>福祉事務所設置により町村が新たに担当する業務は、特に生活保護業務など、対人援助技術を伴う複雑な業務であるため、設置後の支援は、県としても必要性を認識しています。</p> <p>また、査察指導員業務は、県の福祉事務所にあっても、特に生活保護業務においては現業員未経験者が査察指導員を行うことは難しいため、経験者を配置しているところです。</p> <p>支援は、設置前年度に町村職員に併任辞令を発令することにより、福祉事務所の実務研修を実施しており、また、設置初年度については、現業員及び査察指導員に対して支援スタッフによる人的支援を行っているところであり、この支援体制は、原則1年間を予定しています。</p> <p>今後の支援は、各福祉保健局並びに監査による助言指導、圏域ごとのケース検討会の企画・参画、査察指導員の勉強会等の開催、相互交流を基本とする人事交流等により、引き続き支援を行うことを検討します。</p> <p>なお、中西部の就労支援員については、今年度と同様、各圏域の県の福祉事務所の就労支援員の併任辞令により対応が可能です。</p> <p>また、就労支援員を雇用する経費等、全額が国庫補助対象であるので、各町での単独設置もしくは複数町での共同での配置等も検討していただきたいと思います。</p>	福祉保健部 福祉保健課
4	特別支援教育の充実について	<p>発達障害者支援法では、発達障がい児がその障がいの状況に応じ、十分な教育を受けられるよう適切な教育的支援、支援体制の整備等、必要な措置を講じるよう国・地方公共団体に求めています。</p> <p>近年、発達障がい及び傾向の児童生徒が増加する傾向にあり、LD等特別支援非常勤講師の配置、特別支援教育総合推進事業の導入、また、LD等専門員の巡回指導や特別支援学校の通級指導を利用していますが、児童・生徒の障がいの状況は多種に及び、支援を必要とする児童生徒数に対して教員配置や適切な指導が充分とは言えません。</p> <p>特別支援教育に要する教職員の加配措置及び、少数指導等の配慮をしていただきますようお願いいたします。</p>	<p>発達障がい児童生徒の増加に対応するため、すでにLD等専門員は、東・中・西部の各圏域に計12名を配置して巡回相談や要請相談を行っているとともに、発達障がい児童生徒が在籍する学級経営を支援するためのLD等特別支援教育非常勤講師を実態に応じて配置しています。</p> <p>また、在籍児童生徒が3学年にまたがる特別支援学級の支援のための非常勤講師も配置しており、現状でさらなる配置の増員は難しいと考えます。</p> <p>なお、通級指導については、国も増員を計画しているところであり、国の加配による配置が可能となるよう国に要望していきたくと考えています。</p>	教育委員会 小中学校課
5	道路網の整備促進並びに県道整備事業の一部負担金について	<p>道路網の整備は、地域の産業経済の振興、生活の向上、観光地へのアクセスなど地域発展の根幹となる重要なものであり、その整備改良には緊急かつ重要な課題であります。</p> <p>つきましては、下記事項について国等への要望並びに整備改良していただきますようお願いいたします。</p> <p>また、県道整備（単県事業）の地元負担率を15%から10%への引下げをお願いします。</p>		県土整備部 道路企画課 道路建設課

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要望内容	要望に対する意見	担当部課
5	道路網の整備促進並びに県道整備事業の一部負担金について	1 山陰自動車道の早期完成と「北条道路」の事業着手	<p>山陰自動車道については、平成25年度供用予定箇所（「赤碕中山IC～名和IC」「鳥取IC～鳥取空港IC」）の確実な供用とともに、「北条道路」の早期の事業再開を国に要望しています。</p> <p>また、山陰自動車道をはじめとする高速道路ネットワーク整備のための予算総額を確保するため、7月29日に続いて11月22日にも、関係10県の知事とともに『第一次の高速道路ネットワークの早期連結を目指す10県知事会議』の5回目の政策提言を行ったところです。</p>	県土整備部 道路企画課 道路建設課
		2 「米子IC～落合JTC間」の高速道路無料化社会実験区間凍結の解除及び米子自動車道「蒜山IC～米子IC」の4車線化の早期整備	<p>高速道路無料化社会実験については、東日本大震災の復興財源を確保するため、平成23年6月末をもって一時凍結されたところであり、震災対応に一定の目途が立つまでは、凍結解除は困難な状況にあると考えています。</p> <p>暫定2車線で開通している米子自動車道「蒜山IC～米子IC」については、近年の交通量の増加とともに対面通行に起因する重大事故等も発生していることから、早期の4車線化を国やNEXCOに要望しています。</p>	
		3 地域高規格道路の整備改良 (1) 「北条湯原道路」の早期完成	<p>「倉吉道路」の倉吉IC～倉吉西IC間（L=3.3km）の平成24年度の供用を目指し、整備促進を図っているところです。</p> <p>また、「倉吉道路」の残区間及び平成23年度に新規事業着手した「倉吉関金道路」についても、早期供用を目指して整備促進に取り組んでいます。</p>	
		(2) 「江府三次線」の整備促進	<p>「江府道路」については、引き続き整備促進に取り組むとともに、直轄代行で事業中の「鍵掛峠道路」についても、引き続き国に整備促進を要望しています。</p>	
		(3) 「鳥取豊岡宮津自動車道」の早期整備	<p>「駟馳山バイパス」（L=7.7km）の平成25年度供用とともに、それに続く「岩美道路」についても、岩美IC（仮称）～浦富IC（仮称）までの西側区間（L=1.9km）の早期供用を目指して、整備促進に取り組んでいます。</p>	
		4 一般国道及び主要地方道の整備改良 (1) 国道482号の整備促進 つく米～茗荷谷の改良整備、県境～兵庫県秋岡の早期着工	<p>春米バイパス（L=1.4km）は、平成23年度に新規事業着手し、早期供用を目指して整備促進に取り組んでいます。</p> <p>県境部～秋岡間の未整備区間の事業化については、兵庫県に働きかけていきます。</p>	
		(2) 国道180号南部バイパスの早期完成	<p>南部バイパスのうち、南部町阿賀の現道180号～主要地方道溝口伯太線までの区間（L=1.4km）については、平成23年6月に部分供用し、残る区間（L=4.2km）については、平成20年代半ばの供用を目指し、引き続き整備促進に取り組んでいます。</p>	
		(3) 国道179号の歩道拡幅改良	<p>湯梨浜町久留地内の歩道については、特に狭小であった一般県道東郷湖線との交差点付近を当該交差点改良に併せて拡幅改良しました。それ以外の区間については現時点では利用状況を勘案し、事業実施の予定はありません。</p>	
		(4) 主要地方道津山智頭八東線の早期着工 智頭町～八東町	<p>必要性は認めますが、平成24年度予算において事業実施することは困難です。</p>	

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
5	道路網の整備促進並びに県道整備事業の一部負担金について	(5) 主要地方道鳥取鹿野倉吉線の拡幅改良 三朝町砂原～片柴・三朝町大瀬～倉吉市八屋	三朝町砂原～片柴間については、引き続き事業を実施します。 三朝町大瀬～倉吉市八屋間のうち、大原～八屋間は整備済です。大瀬～大原間については必要性は認めますが、平成24年度予算において事業実施することは困難です。	県土整備部 道路企画課 道路建設課
		(6) 主要地方道倉吉青谷線の拡幅改良 引地地区・松崎地区	松崎地区は平成23年10月に事業が完了しました。また、引地地区は平成24年度の完成を目指し、引き続き事業を実施していくこととしています。	
		(7) 一般県道木地山倉吉線河戸橋架替事業の早期完成	平成24年度の完成を目指し、引き続き事業を実施していくこととしています。	
		(8) 主要地方道倉吉江府溝口線（旧大山環状道路）の沢安全対策並びに砂防整備の促進	流出土砂量の多い三の沢については、国の治山事業と調整して平成20年度から事業に着手し、平成23年度に完成予定です。 一の沢、二の沢については、既存の治山堰堤を活用した土砂溜めポケットを設置し、流出土砂量の低減を図っているところです。また、現在事業化に向けた調査を実施しています。	
		(9) 大山広域農道（第1、第2）の県管理道路への格上げ	大山広域農道は、地域の農産物の流通環境を整備するための広域農道として整備していますので、引き続き、農道として関係する市町に維持管理をしていただきますようお願いいたします。	
		県道整備（単県事業）の地元負担率を15%から10%への引下げをお願いします。	市町村負担金の軽減については、平成22年度に国の直轄事業負担金制度の見直しに合わせ、事務費部分の負担を廃止したところです。 国においては直轄負担金制度の更なる見直しが検討されており、その状況を踏まえて検討していきたいと考えています。	
6	河川・海岸対策について	鳥取県の3大河川（千代川・天神川・日野川）は鳥取県にとって重要な河川であり、その他の河川についても、飲料水、農業用水にと住民生活にとって最も重要なものであります。しかしながら、河川整備はまだまだ十分ではなく、更なる整備をしていかなければなりません。 また、海岸においては、浸食・ゴミの漂着など美しい海岸の維持が難しくなっており、つきましては、国等への要望並びに整備改良していただきますようお願いいたします。	由良川水系の河川改修については、平成21年3月に由良川鉄道橋と北条川放水路が完成するなど、浸水被害の解消に向けて精力的・集中的に整備を進めております。現在、瀬戸地区の河道改修工事と北条川の調査を行っており、今後も引き続き事業の推進を図ってまいります。	

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
6	河川・海岸対策について	<p>1 天神川の整備促進について 国の責務において国土交通省直轄河川として整備促進されるよう、国・政府・関係機関へ働きかけていただくようお願いします。</p>	<p>天神川を含む直轄河川については、国の地域主権改革で「一の都道府県内で完結する水系に属するものは原則移管することを基本」とされており（H22.12.28アクション・プラン）、現在、国の地域主権戦略会議（アクション・プラン推進委員会）の場などで、移管スキームについて検討が行われているところです。</p> <p>平成23年12月26日の地域主権戦略会議において、直轄道路・直轄河川については、アクション・プラン推進委員会のチーム会合を開催するなどにより、具体的に動かしていく案を検討するとされたところであり、本県としては、今後示されるであろう移管スキームの内容を検証しつつ、地元の見解も十分に踏まえながら、適切に対応してまいりたい所存です。</p> <p>天神川についても、全国知事会と歩調を合わせ、人員、財源等の確保、大規模災害時の支援等の仕組みづくりがなされるか見極めていきたいと思っております。</p>	企画部 企画課
		<p>2 由良川水系河川改修事業について 大島地区・米里地区の浸水地域を解消するため、新瀬戸橋の上流及び北条川放水路上流の改修など、引き続き確実な事業の推進と必要な財政の確保をお願いします。</p>	<p>由良川水系の河川改修については、平成21年3月に由良川鉄道橋と北条川放水路が完成するなど、浸水被害の解消に向けて精力的・集中的に整備を進めております。現在、瀬戸地区の河道改修工事と北条川の調査を行っており、今後も引き続き事業の推進を図ってまいります。</p>	
		<p>3 蒲生川の整備促進について</p>	<p>蒲生川の河川改修については、現在、岩本橋下流部とJR上流部の改修を行っていますが、今後は岩本橋上流部を中心に引き続き事業の推進を図ってまいります。</p>	
		<p>4 県管理河川の適正な管理並びに支援について 高齢化、人口減などでボランティアの協力が難しくなっており、年間を通じた除草作業、脇枝の除伐、河川内の浚渫などの適正な管理をお願いします。</p>	<p>県管理河川においては、定期的な巡視や点検を行って状況を把握しながら、緊急性の高い箇所から伐開や河床掘削、施設修繕を順次行っています。今年の台風災害や近年の集中豪雨等、災害リスクが高まっている中、今後もさらに適切な管理を図ってまいります。</p>	
		<p>5 海岸浸食防止対策の推進について 人口リーフなど浸食防止対策工事が行われ一定の成果はあるものの、今なお海岸浸食の進行は顕著である。</p>	<p>県では、海岸浸食等の土砂問題の解決のため、平成17年度に「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」を策定しました。その後、東・中・西部地区に学識経験者や各管理者等による協議会を設立し、港湾・漁港や河口部の堆積砂を活用した養浜（サンドリサイクル）を実施し砂浜の保全に取り組んでいます。</p> <p>また、海岸侵食の著しい箇所については、人工リーフを設置し、海浜の安定を図っているところです。</p> <p>今後も、モニタリングの継続実施や協議会の開催により効果を検証しながら、効果的・効率的な海岸保全対策を実施していくこととしています。</p>	県土整備部 河川課
		<p>6 海岸漂着ごみ等の処理事業の継続について 「地域グリーンニューディール基金」事業の延長を国に要望していただくこと及び平成24年度以降も海岸管理者が実施主体となり、関係市町村に経費負担を強いることなく、漂着ごみ等の処理等をお願いします。</p>	<p>GND基金の延長については日本海沿岸地帯振興連盟や中国知事会等を通じて要望しています。引き続き国へ支援を働きかけるとともに、海岸管理者の責務において、市町村へ経費負担を強いることのないよう平成24年度予算に盛り込んだところです。</p> <p>なお、関係町村におかれても、引き続き、地域住民やボランティア等の参画による漂着ごみの処理等海岸の良好な景観・環境保全について御協力をお願いします。</p>	

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
II 重点要望事項				
1	全国森林環境税の制度実現について	<p>森林は木材資源を供給するのみでなく、酸素の供給、水資源の涵養、土砂流出の防止、大気の浄化、保健休養などの公益的機能を有しております。</p> <p>しかし、我が国においては、その大切な森林を古代から営々と守り育ててきた山村・林業が、国産材価格の低迷や後継者不足、過疎化と高齢化に悩み、森林の維持、管理はもとより集落の機能さえ困難になってきております。</p> <p>つきましては、森林を維持していくため、森林の有する公益的機能を享受している全国民が広く負担をする全国森林環境税の創設について国へ要望していただきますようお願いいたします。</p>	<p>ご提案のありました全国森林環境税については、全国町村会から政府税制調査会に対してすでに意見書が提出されているものと認識しています。</p> <p>本県では、森林の公益的機能を維持するため、独自に森林環境保全税を創設しているところであり、森林の公益的機能の重要性は十分に認識しています。</p> <p>一方、全国知事会では、地方消費税の充実とともに、森林保全も含めた地方の温暖化対策に必要な財源として地方環境税や環境自動車税の創設を提案しているところであり、まずはこちらの実現を優先すべきものと考えていることから、現段階では、全国森林環境税の創設を要望することは考えていません。</p>	総務部 税務課
2	防災センター設置に対する国庫補助金の創設について	<p>わが国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災を契機に、地震、津波などの自然災害、また、それに伴う二次的災害への対策が大きく見直されようとしています。各自治体においては更なる高度な防災対策が求められ、住民生活に直結する市町村役場の役割はより重要なものになると考えます。</p> <p>ある町では、平成19年9月、最大時間雨量103mm/hの局地的集中豪雨により、土砂崩れが多数発生し、負傷者1名、住家被害多数など多くの被害がもたらされました。また、昨年末から年始にかけての大雪は、国道9号に丸2日間、約1,000台の車が立ち往生し、多くの方が車内に閉じ込められました。</p> <p>このような体験と東日本大震災の被災状況を踏まえ、住民の生命財産を守るため、防災機能の向上を図る必要があります。</p> <p>しかしながら、厳しい財政状況が続く中で十分な防災機能を持ち合わせる施設建設の財源確保は困難を極めています。</p> <p>つきましては、防災センター設置を計画している町村に、防災施設の建設に対して補助金を創設していただき、行政施策が積極的に実施できるよう財政支援をお願いします。</p>	<p>「防災センター」については、地方公共団体が単独事業で行う、災害等に強い安全安心なまちづくりを推進するための防災基盤の整備事業（消防防災施設整備事業のうち、防災拠点施設の整備）に該当します。</p> <p>従って、国の補助制度はありませんが、防災対策事業債（消防防災施設整備事業：充当率75%、交付税算入率30%）の活用が可能であり、国の支援があることから、県単独で上乘せ補助を行うことは考えておりません。</p>	危機管理局 危機管理政策課
3	防災行政無線のデジタル化支援について	<p>国並びに県の防災無線はすでにデジタル化が進んでおり、町村においても同様の整備を行う必要があります。これは、電波法改正による国策としてアナログからデジタルに移行することに起因するものです。</p> <p>しかしながら一部の町村においては、アナログを既に整備しているため早急には進めない状況ですが、国がデジタル化を推し進めていることから、各メーカーがアナログの機器を製造しなくなっています。そのため戸別無線機等の購入や修理等に大変苦慮しているところです。</p> <p>アナログでの防災行政無線の継続が困難になってきたのは、国策によるデジタル化であることから、デジタル化へスムーズに移行できるような国、県の支援が必要不可欠であります。</p> <p>つきましては、事業実施にあたり、町からの財政的負担が極力抑えられるような補助金等、支援策をお願いします。</p>	<p>防災行政無線デジタル化に関する事業（戸別受信機の一括整備を含む。）については、防災対策事業債（防災基盤整備事業）の対象とされており、そのなかでも、平成28年度までに完了する事業については、充当率90%（一般事業は75%）、交付税算入率50%（一般事業は30%）の特例措置がとられてきたところです。</p> <p>さらに、この度、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）が公布された平成23年12月2日以降に地方公共団体が予算に計上し、緊急防災・減災事業計画に基づき実施する防災行政無線のデジタル化事業は、緊急防災・減災事業債（単独）（充当率100%、交付税算入率70%）の対象とされましたので、県として更なる支援策は考えていません。</p>	危機管理局 危機対策・情報課

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
4	行政システムのクラウド化について	<p>行政業務を迅速・的確に行うため、各自治体が同じような行政システムを業者から購入して使用していますが、導入費に加え管理・保守委託料、制度の導入や改正に伴うシステム改修費用が多額であります。</p> <p>また、制度の導入や改正の際にはシステムを導入した業者と随意契約で改修等をすることとなり、競争入札等で価格を下げる事ができません。</p> <p>さらに、サーバー等の機器のメーカー保守は5年であり、更新する際には、現行の行政システムが使用できる機器に限定されてしまい、結果的に入札に参加できる業者が限られてまいります。</p> <p>つきましては、このような経費軽減を図るため、各自治体が統一された行政システムを共同で使用するよう国に対して働きかけをお願いします。</p> <p>総務省が電子自治体の推進として掲げている自治体クラウド化を早急に進めていることから、県においても、県独自の自治体クラウド化をご検討いただきますようお願いいたします。</p>	<p>○国においては、ICTの利用による質の高い住民サービスの提供や、災害発生時等における安定的な業務継続を目的として、これまでに自治体クラウドを用いた情報システム共同化等の開発実証事業や有識者懇談会を行い、現在は相互運用性を確保するための共通ルールの構築のために、データの標準的な形式の構築などの導入に向けた環境整備等を行っているところです。</p> <p>○ただし、全国の自治体が統一されたシステムを利用するなど、クラウド化を促進するための法整備は、自治体の自由な裁量を制限することにつながることから見送られました。</p> <p>○県としては、市町村に対して自治体クラウドに関する情報を提供するとともに、各市町村の自治体クラウド導入判断への支援を行っていきたいと思います。</p>	企画部 情報政策課
5	国の制度改正に伴う各種システム改修経費に係る国の財政支援について	<p>国の制度改正等による電算システム改修は、膨大な経費を要し、その経費のほとんどは各町村の負担になっており、厳しい財政状況の中でその対応に苦慮しています。</p> <p>一方、国の財政支援は、交付税や特別交付税に盛り込むとの説明ですが、内容は未定という不明瞭なものです。</p> <p>国の制度改正によるシステム改修に対し、財政支援をすることは国の責務であり、速やかに適切な支援措置を講じていただきますよう県から国へシステム改修に係る経費の財源確保を要望していただき、仮に国からの財政措置ができないという事であれば、県において財政措置を講じていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、法律改正など制度の根幹は早い時期に決まりますが、システム開発に必要な詳細情報が、必要な機関に提供されるタイミングが非常に遅いため、システム開発がスムーズに進まない状況にあります。ここ数年の制度改正において顕著であり、国は、関連の詳細情報を、早期に関係機関への提供に努めていただきますようお願いいたします。</p> <p>1 外国人住民に係る住民基本台帳法の一部改正に伴うシステムの改修</p> <p>2 障害者自立支援法や児童福祉法の改正に伴うシステム改修</p> <p>3 介護保険法の改正に伴うシステム改修</p>	<p>法改正に伴う外国人住民に係るシステム改修経費については、総務省自治行政局市町村課から平成22年1月25日付けで平成22年度の地方財政措置について、総務省自治行政局住民制度課外国人住民基本台帳室から平成23年2月24日付けで平成23年度の地方財政措置に関する通知が出され、当該改修に伴う改修経費については2ヵ年にわたり地方財政措置が講じられます。(国において、平成24年度も引き続き、措置することを検討中と聞いています。)</p> <p>標準的な所要経費については普通交付税措置を、それを上回る経費(関連するシステム等との連携部分に係る改修含む)については所要の特別交付税措置が講じられるもので、県としての財政措置は考えておりません。</p> <p>法改正に伴うシステム改修経費については、平成23年度第4次補正予算において、所要額の積み増しが行われました。県としては、市町村がシステム改修を実施する経費に助成ができるよう平成24年2月6日付けで交付要綱を改正したところです。</p> <p>法改正に伴うシステム改修に要する経費は、平成23年度の介護保険事業費補助金(国1/2、市町村1/2)で対応されており、その旨、県内市町村には連絡済みです。(H23.11.4)</p>	<p>企画部 地域づくり 支援局 自治振興課</p> <p>福祉保健部 障がい福祉課 子ども発達 支援課</p> <p>福祉保健部 長寿社会課</p>

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要望内容	要望に対する意見	担当部課
5	国の制度改正に伴う各種システム改修費に係る国の財政支援について	4 子ども手当に代わる児童手当に係るシステム改修	子どもに対する手当に係るシステム改修経費については、国の平成23年度第4次補正予算で安心こども基金の積み増しが行われることとなり、県は平成23年度2月補正予算で必要額の増額補正を行います。 ただし、システム開発に係る詳細情報についてはまだ示されており、引き続き、国の動向を注視していきたいと思っております。	福祉保健部 子育て王国推進局 子育て応援課
6	豪雪時の除雪機の増台並びに自走式除雪機の補助金制度の創設について	<p>県道の除雪については、連携協議で主要県道の除雪を受託し実施している状況ですが、近年の豪雪時の除雪に於いては、早期の通勤・通学路の確保が困難な状況にあります。</p> <p>受託県道路線の除雪については、町有除雪車で除雪を実施していますが、県道と町道の掛け持ちのため豪雪時には対応できない状況にあります。</p> <p>豪雪時の、町民の生活と安全を守り交通の利便を図るため、県道除雪車の増台を図るようお願いします。</p> <p>また、昨年12月31日から1月1日の豪雪では、町と委託業者の除雪車を早朝から深夜まで出動させ除雪作業を行ったところですが、</p> <p>しかし、倒木や折れた電柱が除雪作業の支障となり町内の幹線道路の除雪が手一杯で、生活道路の除雪が追いつかず、住民の生活に支障が生じています。</p> <p>また、除雪した雪が歩道に山積みとなったため、生徒、児童の保護者や地元の方が歩道の除雪を行いました、人力作業のため時間と労力がかかり負担となっています。特に高齢化率の高い集落では、人力での除雪作業は負担が大きく生活道路の確保ができない状況にあります。</p> <p>歩道除雪の支援（自走式除雪機の導入）については鳥取県市町村交付金で措置されていますが、町内には高齢化の進んだ中山間集落が多く、当該集落からの除雪機整備要望に対応しきれない状況となっています。</p> <p>ある町では冬季における各集落の雪害に対し自走式除雪機の購入・整備に対する補助金交付要綱を策定し、除雪機の整備に対する補助金を交付することにより、地域の防災力の強化及び雪害による被害の防止、軽減を図ることとしています。</p> <p>県においても、今後の雪害対策として、市町村交付金とは別枠で新たに除雪機整備に対する補助金制度を創設していただきますようお願いいたします。</p>	<p>(県道除雪)</p> <p>県では、県管理道路の除雪体制を確保するため、県直営除雪と業者委託に加え、一部の路線については従来から町村に除雪をお願いして実施していただいています。県保有の除雪機械の台数については、近年、業者保有の除雪機械が減少してきているため、その対策として、県保有機械を徐々に増加させて対応してきているものの、豪雪時に対応した除雪機械の台数を確保することは困難であり、引き続き町村の協力が不可欠な状況にありますので、ご理解、ご協力をお願いします。</p> <p>なお、県西部においては今年の豪雪を踏まえ、県と市町村とが連携し、交通量の多い市町村道の除雪を県が受託し、交通量の少ない県道の除雪を市町村に委託することにより除雪体制の確保を図ることとしています。</p> <p>また、歩道除雪については、歩道除雪機を28台増強し、除雪延長を約100km延伸し、ボランティアの協力も得て除雪体制を強化することとしています。</p> <p>(除雪機補助制度)</p> <p>奨励的な市町村向け単県補助金を交付金化することにより、市町村の自主性を活かした施策展開を支援している鳥取県市町村交付金で、地域住民が自ら歩道除雪を行うための活動の支援に要する経費について、市町村に対して支援を行っているところであり、個別の補助制度に切り離すことは考えていません。</p> <p>また、自走式除雪機の導入について、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業や国の社会資本整備総合交付金を活用することも可能ですので、これらの制度も有効に活用していただきたいと思っております。</p>	<p>県土整備部 道路企画課</p> <p>企画部地域づくり支援局 自治振興課 中山間振興・定住促進課</p>
7	中山間地域振興策について	<p>鳥取県では、中山間地域を多面的な公益的機能を有する財産と位置づけ、環境保全や集落の維持を目的に平成20年10月に「鳥取県みんなでつくる中山間地域振興条例」を策定されました。</p> <p>これまでに、各施策をもとに各地域で事業に取り組んでおり、条例の附則（検討）に規定されているとおり、平成23年度において「次期中山間地域対策検討懇談会」を開催し、今後の対策について検討を加えている状況にあります。</p> <p>しかし、今後の県の支援体制の中で財政支援面において、補助率の引き下げや市町村への義務負担を求める動きがあるように思われます。この3年間において、条例に基づく中山間施策の成果も一定評価できる反面、少子高齢化の傾向は好転することなく、地域の交通や買い物、通院に係る課題は一層深刻になっております。</p> <p>施策の支援メニューのきめ細かさだけでなく、中山間地域での緊急性や重要性に基づいた重点施策を絞りこむことにより、今後行われる検証において、総額を勘案しながら財政支援施策が後退することのない配慮をいただくようお願いいたします。</p>	<p>「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」の見直しを行うにあたり、学識経験者、民間代表、市町村担当課長等をメンバーとする「次期中山間地域対策検討懇談会」を設置し、次期中山間地域対策として取り組むべき施策について検討を重ねてきたところです。</p> <p>懇談会からは、買い物困難地域における支援強化や生活交通の確保対策など安全・安心な定住環境の確保・充実に係る施策、および地域づくりのサポート体制の構築など地域の活性化対策に係る施策について多くの意見をいただいております。次期施策においても、関係部局、関係市町村と連携しながら、より強力に中山間地域対策を進めていく所存です。</p>	<p>企画部 地域づくり支援局 中山間振興・定住促進課</p>

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
8	JR線運行ダイヤの 利便性向上について	<p>JR倉吉駅は中部圏域の重要な交通拠点となっており、現在は平成23年度末の完了を目指し駅橋上化及び駅前広場整備を行い、新たな賑わいを創設する交流拠点整備を進めています。また、中部圏域では総務省の定住自立圏構想により広域観光のネットワーク化を図り、更なる観光振興も進めており、運行ダイヤの利便性を向上させることがこれらの施策を成功させるためにも必要不可欠となっています。</p> <p>特急「スーパーはくと」及び特急「スーパーいなば」の中には、倉吉駅発着となっていないものがあるため、倉吉駅は関西・山陽エリアを結ぶ結末点としての機能を十分果たすことができず、観光客の利便性が図られていない現状にあります。この現状を打破するためにJR西日本、智頭急行に働きかけていただきますようお願いいたします。</p> <p>1. 特急「スーパーはくと」は、全便倉吉駅を発着としていただきたい。特に、特急「スーパーはくと13号」の終着地を倉吉駅としていただきますようお願いいたします。また、赤碕駅への発着延伸についてもお願いします。</p> <p>2. 特急「スーパーはくと11号」の京都駅発時刻を30分から1時間程度繰り下げていただきたい。</p> <p>3. 特急「スーパーいなば」の倉吉駅乗り入れを再開していただきたい。とりわけ、「スーパーいなば1号」の終着地倉吉駅に、「スーパーいなば10号」の発地を倉吉駅にお願いします。</p>	<p>「スーパーはくと」最終便の倉吉駅等への延伸や、「スーパーいなば」の倉吉駅までの乗入れに対するJRの見解を確認したところ、現在倉吉駅での乗降客数が少なく、倉吉駅発着便を増やしても需要が見込めないことから、現状では倉吉延長は困難であり、鳥取駅で接続できる列車設定を行っていくとのことでした。</p> <p>「スーパーはくと」や「スーパーいなば」の倉吉駅等での発着の実現のためには、需要増が求められていることから、地元自治体や経済団体が連携した、京阪神・山陽方面から倉吉方面への誘客策、倉吉駅までの特急列車利用の需要喚起の取組みなどを着実にしながら、地元関係者が粘り強くJRに要請していくことが重要であり、県としてもその取組みを応援したいと思っております。</p> <p>また、「スーパーはくと11号」のダイヤ時刻の改善に対するJRの見解を確認したところ、京阪神地区の夕方時間帯にあたり過密ダイヤで運転しており、「スーパーはくと」のダイヤが入りにくく時間変更は困難とのことでした。</p> <p>このダイヤ改善については、県としては、JRとの勉強会を通じて適宜要望しており、地元関係者と連携し機会を捉えて引き続きJRへ働きかけていきたいと思っております。</p>	企画部 地域づくり 支援局 交通政策課
9	中山間地域路線バス 維持支援補助金の充 実について	公共交通機関の利用者は年々減少しているが、一方で公共交通機関にのみ移動手段を頼る者にとって日常生活に欠かせないものである。公共交通機関、特にバス路線維持のための補助制度（国、県）を充実していただきますようお願いいたします。	路線バスをはじめとする、生活交通を確保するための支援を行っています。特に地域の実情に合った交通手段を確保するための支援を充実していきたいと思っております。	企画部 地域づくり 支援局 交通政策課
10	県立倉吉未来中心の 管理運営費負担につ いて	県立倉吉未来中心の管理運営費負担については、平成9年12月の県と倉吉市との覚書により、県と中部市町が各々2分の1を負担することとなっておりますが、地域により地元負担の有無が生じる事のないよう、全額県負担を含めた地元負担について見直しをしていただきますようお願いいたします。	倉吉未来中心の管理運営費負担については、平成23年度に一部見直しを行い、文化団体が施設を利用する際の利用料減免措置にかかる補填について県が全額負担することとしました。	文化観光局 文化政策課
11	三徳山世界遺産登録 運動への支援につ いて	<p>鳥取県を代表する貴重な文化財である三徳山の世界遺産登録暫定一覧表追加記載に係る審議結果が平成20年に文化庁から公表されました。残念ながら一覧表への追加にはなりませんでした。優れた文化遺産としての価値は高いと評価を受けており、指摘された課題等をクリアするための調査研究、情報発信等を実施していくことが必要であります。更に、世界遺産暫定一覧表候補の文化遺産「カテゴリーⅡ」に位置付けられ、主題の再整理、構成資産の組み換え、比較研究等を実施するとともに、顕著な普遍的価値の証明等に向けた調査研究や文化遺産としての保護、まちづくり、地域づくりに活かすための取り組み等が重要となっております。</p> <p>このことから、三徳山世界遺産登録運動推進協議会を設置し、中部圏域の市町にも参画いただいているところではありますが、世界遺産登録推進のため、引き続き積極的な支援をお願いします。</p>	県は、引き続き、三朝町をはじめとする中部市町と連携し、情報発信、調査研究、保存管理を行っていくとともに、主題についても検討を行い、観光振興やまちづくりへの活用を推進していきます。三朝町においても、地域に密着した取組を引き続き進めていただきたいと思っております。	教育委員会 文化財課 中部県民局 県民活動課 文化観光局 観光政策課

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
12	生活保護受給者に係る自家用車の処分指導保留期間「概ね6ヶ月」の見直しについて	<p>生活保護受給者に係る自家用車の処分指導については、概ね6ヶ月以内に就労により保護から脱却することが確実で、保有する自家用車の処分価値が小さい場合には、次官通知第3の2「現在活用されていないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があると認められるもの」に該当するものとして、保留して差し支えないこととされているが、本県における中高年齢の被保護者の求人状況及び交通事情を考えると「概ね6ヶ月」以内の就労は困難な場合が多い。</p> <p>処分指導はあくまで保留されているものであり、自家用車の使用を認めているものではないことを十分に説明指導することは必要であるが、被保護者の就労意欲を減退させないためにも、保留期間を「概ね6ヶ月」以内で設定し、保留期間を経過した時点で改めて保留の要否を検討する。その時点で就労が見込まれる場合など必要に応じて保留期間を改めて設定するなど保留期間「概ね6ヶ月」の運用の見直しについて検討していただくようお願いいたします。</p>	<p>厚生労働省は、あくまで処分指示を保留する期間として「概ね6か月」を定めていますが、その対象として、保護開始時に概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者となっています。</p> <p>その後さらに保留期間を延長することを前提としておらず、期限到来後自立に至らなかった場合については、通勤用の自動車の保有要件を満たす者が通勤用に使用している場合を除き、速やかに処分指導を行うこととなっています。</p> <p>しかしながら、近年の雇用情勢から熱心な求職活動をして、就労に結びつかない状況もあることから、本県としては、熱心かつ十分な求職活動を行ってもなおかつ6か月以内に就労に至らないケースについて、実施機関の判断で処分指導を柔軟に対応できるよう厚生労働省に要望しているところです。</p>	福祉保健部 福祉保健課
13	保育所における障がい児加配保育士の財政的支援について	<p>近年、自閉症や注意欠陥多動性障がい等の発達障がい児の保育所入所が増加し、その支援のために障がい児加配保育士を配置し対応しています。また、健診時に新たに軽度発達障がいが発見されることが多く、年々、障がい児加配保育士の配置数は増加傾向にあります。</p> <p>県の補助基準では重度障がい児は特別児童扶養手当1級で、児童相談所の判定を受けた場合は1対1の保育ですが、それ以外はこども2人に対し保育士1人相当となっています。</p> <p>しかし、現実には特別児童扶養手当2級や注意欠陥多動症と知的の合併などの場合でも保育士が1人ついていないと担任一人で保育はしていけない実態があります。</p> <p>保育士の障がい児加配については、保育士にかかる人件費等の補助率が非常に低く、そのため年々、増加していく発達障がい児等を支援していく加配保育士の配置には、相当な経費負担となり、財政負担を強いられています。</p> <p>障がい児の支援や育成については、国及び自治体の責務が明確にされており、保育所は、市町村が運営するものであり、障がい児への支援育成体制についても市町村の責任で対応すべきではありますが、保育現場で特別な支援が必要な児童の増加する現状から国に対し、必要な財源措置を講じていただくよう働きかけていただき、更に県としても補助率引き上げなどの財政支援をお願いします。</p> <p>また、加配保育士の資質向上のため、スーパーバイザー（エール）の派遣回数の増加や保育現場での直接指導の体制を継続していただくようお願いいたします。</p>	<p>(県補助率引き上げなどの財政支援)</p> <p>特別児童扶養手当支給対象児である重度・中度障がい児保育に関する国の補助制度は、平成15年度に廃止され、市町村への交付税措置となりました。平成19年度からは、発達障がい児を含めた軽度障がい児を対象を広げ、市町村への地方交付税が拡充されています。</p> <p>県の補助制度については、平成20年度に市町村の判断で障がい児保育事業対象児として認めるよう改正を行い、平成22年度には補助基準額を引き上げるとともに補助率を見直ししたところです。（・補助基準額：障がい児37,125円→74,250円、重度障がい児74,250円→148,500円 ・補助率：1/2→1/3)</p> <p>また、平成23年9月1日から特別児童扶養手当の障がい程度認定基準が改正され、新たに発達障がいの認定要領が定められたことに伴い、発達障がいの1級の児童については、1対1の保育士配置ができるようになったところです。</p> <p>現場の対応としては理解できるものの、県が補助するためには、1対1の保育の必要性について客観的な判断基準を定める必要があるとともに、財政面を含め、改正することによる影響を見極める必要があり、今のところ更なる制度の拡充は考えていません。</p> <p>(エールの派遣回数の増加等)</p> <p>保育現場における発達障がい児への支援として、エールの巡回相談等を実施してはいるところですが、派遣回数の増加については、相談件数が年々増加している状況にあることから、可能な範囲で対応していくこととなります。</p> <p>なお、保育現場への直接指導としては、各圏域の療育機関の専門職員を派遣して、保育士等に対する技術指導を行う障がい児等地域療育支援事業も実施していますので、御活用ください。</p>	福祉保健部 子育て王国推進局 子ども発達支援課 子育て応援課

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
14	障がい児のための社会資源について	<p>昨今、地域自立支援協議会で障がい児のための社会資源が不足しているとの指摘があります。障害者自立支援法が平成24年4月に改正され、放課後等デイサービスが法定化されますが、受け皿となるサービス事業所の整備等については、依然として設置数が増えていない現状が続いています。制度改正に耐えうる施設整備や設置促進等積極的な県の関与をお願いします。</p>	<p>施設整備や設置促進については、県社会福祉施設整備費補助金や障害者自立支援対策特例基金特別対策事業の障害者自立支援基盤整備事業の活用などにより進めているところです。</p> <p>また、国の平成24年度当初予算概算要求において、「児童発達支援センターの地域支援機能の強化」が盛り込まれており、つなぎ法施行に伴う施設整備についても一定の配慮がなされています。</p> <p>これらの制度を活用しつつ、施設整備や設置促進を今後も進めていきます。（なお、基金の継続・積み増しについては、国の平成23年度第4次補正予算に盛り込まれました。）</p>	福祉保健部 障がい福祉課
15	介護保険事業にかかる公費負担の引き上げ又は低所得者対策の充実について	<p>介護保険制度は、「介護の問題」、「老後の不安」を解消するために介護を社会全体で支える体制をつくることを目的に創設され、10年が経過したところですが、今では各保険者が、それぞれ工夫を凝らしながら、住み慣れた地域で介護を必要とする人のニーズを第一に考え、福祉・保健・医療の分野からの総合的なサービスを提供しています。</p> <p>介護保険が認知されてきたことや平成21年度の介護報酬改定（3%アップ）、更に高齢化に伴う要介護者の増加によって給付費が増大し、第1号被保険者の保険料が年々高騰すると危惧しています。ましてや、第1号被保険者のほとんどの方が年金収入で暮らしていることを考えれば、月額5,000円を超える保険料を支払っていくことは大変厳しいことと推察いたします。</p> <p>介護保険の財源は、公費と第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料から構成されています。公費の負担割合は原則として、国が25%（負担金20%+調整交付金5%）、県が12.5%、市町村が12.5%と全体の50%を負担することになっていますが、この割合を平成24年度といわれる次の介護保険制度改正にあわせて、調整交付金を国庫負担25%と別のものとして外枠化していただくとともに公的負担割合を引き上げること国に要望していただきますようお願いします。</p> <p>また、公費負担の引き上げが困難であれば、低所得者対策として、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度と同様に低所得者に対する保険料の更なる軽減制度の創設をお願いします。</p>	<p>公費負担の引上げについては、介護保険制度の根幹に関わるものであり、政府における社会保障・税一体改革の見直し等を踏まえ、必要に応じて国への要望を検討したいと考えています。</p> <p>なお、低所得者に対する負担軽減策を充実させるよう、厚生労働省への要望活動を行ったところです。（平成23年10月国要望）</p>	福祉保健部 長寿社会課
16	DV案件の母子生活支援施設への入所措置について	<p>福祉事務所を設置した町村におきましては、母子生活支援施設への入所措置の事務を行っているところですが、DV案件に係る入所措置は引続き、県総合事務所で対応していただくよう検討をお願いします。</p> <p>DV案件の事務対応については、県では平成23年12月に改訂された「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」において市町村における相談体制の強化を掲げられており、将来的にはDV相談支援センターの町村設置を目指しておられるものと推察されるが、DV案件は町村単位では件数が僅かで、町村での事務対応は非効率であります。</p> <p>これを踏まえ、DVを原因とする母子生活支援施設への入所措置についても、事務の一連の流れから県総合事務所における事務対応が適当と考えます。</p> <p>また、DVを原因とする母子生活支援施設への入所措置については、県外施設への入所依頼など広域的な対応が必要となります。</p> <p>以上により、DV案件に係る入所措置について、県総合事務所での引き続きの対応をお願いします。</p>	<p>住民の方は身近な役場に相談することが出来、その詳細な状況をもとに迅速な入所措置が行われることから、住民にとっては非常にメリットがあると考えます。</p> <p>また、福祉事務所としての権限の一部のみを県が行使することは住民にとってメリットが無くなることに加え、どこに相談に行ったら良いのか混乱を生じる等の問題が生ずるため、県が実施すべきではないと考えています。</p> <p>なお、相談件数が僅かで事務が非効率ということであれば、近隣の福祉事務所と広域対応を検討されるのも良いのではないかと考えます。</p>	福祉保健部 福祉保健課 子育て王国 推進局 青少年・家庭課

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
17	鳥取県中部子ども支援センターの機能の拡充に必要な県の機能との連携・協力について	<p>非行、ひきこもり等の子どもや青少年の問題が複雑化、多様化する中で児童・生徒をはじめ、未成年者に対する相談支援体制の充実、各関係機関とのコーディネート的な役割を果たすことのできる「総合的かつ専門的な相談支援の拠点機能」の必要性が高まっています。</p> <p>中部圏域1市4町では未成年者とその家族の抱える課題に迅速かつ的確に対応し、安心して生活ができる環境を整備するため、定住自立圏の取り組みの中で、不登校児童・生徒を支援している「鳥取県中部子ども支援センター」を未成年者に対する保健、福祉、教育の相談・判定・支援等の機能を拡充した圏域の教育相談支援の拠点として整備し、そのセンターを核として、圏域内の各機能が有機的に連携できる体制を整備したいと考えています。</p> <p>中部圏域における教育相談体制を充実し、不登校児童・生徒をはじめ、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援を充実するため、定住自立圏の取り組みの一つとして、中部圏域1市4町で取り組む「鳥取県中部子ども支援センターの機能の拡充」について、県の保健、福祉、教育の相談・判定・支援等の機能と連携した取り組みを行うことができるよう必要な調整、連携及び協力をお願いします。</p>	<p>「中部子ども支援センター」からの要請を受け「児童相談所」「発達障がい者支援センター」等が福祉分野での必要な支援、連携を行っており、今後も継続して協力していきたいと考えています。</p>	<p>教育委員会 小中学校課</p> <p>福祉保健部 子育て王国推進局 子ども発達支援課 青少年・家庭課</p>
18	雇用創造1万人計画に係る保育士配置制度の補助制度について	<p>県では、雇用創造1万人計画に係る補助制度について、雇用創造1万人プロジェクトを政策項目に位置づけ、雇用創出に資する検討が進められています。</p> <p>児童福祉分野に係る施策としては、県独自で手厚い配置となっている1歳児に係る保育士配置制度（6：1⇒4.5：1）と同様の考えで、現在、3歳児に係る保育所保育士については15：1（現行20：1）、4歳以上児に係る保育所保育士については20：1（現行30：1）と配置する市町村に対して、補助（1/2）を実施するよう検討されていると聞いております。</p> <p>ぜひ、3歳児・4歳以上児の補助が確実に遂行されますようお願いいたします。</p>	<p>保育士配置に係る保育現場の現状を認識し、雇用創出と合わせ制度を検討しているところですが、本県における児童福祉施設最低基準の条例化などの議論も踏まえながら、引き続き検討していきたいと考えています。</p>	<p>福祉保健部 子育て王国推進局 子育て応援課</p>

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
19	岡山大学病院三朝医療センターの存続に向けての支援について	<p>岡山大学病院三朝医療センターは、昭和14年に岡山医科大学三朝温泉療養所として発足しました。平成11年に国から廃止勧告を受けましたが、存続が決定し、平成14年に三朝医療センターとして再スタートし、現在に至っております。</p> <p>しかし、本年7月に、本学からの医師派遣及び病院運営面における困難さから「早急に縮小・廃止すべき」との大学病院側からの審議結果が提示されました。</p> <p>同センターは、世界一のラジウム温泉を活用した治療とリハビリを中心とした温泉適応疾患の診療及び研究を重ねられ、県内外から厚い信頼を得ている医療機関であります。</p> <p>また、三朝温泉の活性化戦略である「現代湯治」において、同センターの果たす役割は大きく、鳥取県中部医療圏においても、各疾患の医療連携体制の組み込まれている医療機関であります。</p> <p>現在、三朝医療センターの将来に関する委員会で、今後のあり方について協議が進められているところですが、同センターの存続に向けて、積極的な支援をお願いします。</p>	<p>県の中部圏域の医療と観光における役割に鑑み、これまでに国（文部科学省）、岡山大学、岡山大学病院に対して同センターが担っている機能を維持存続させるよう要望を行うとともに、地元三朝町、中部医師会とともに同センターの将来に関するワーキンググループに参加し、医療サービス機能の存続に向けて意見交換を行ったところであります。</p> <p>平成23年12月6日に行われた第2回岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する委員会においては、当該委員会において次の3つを柱とする提言を岡山大学長に行うこととされ、岡山大学長に提言したところ、岡山大学は、12月19日にこの提言を正式に承認されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で入院患者の受け入れ体制が整うことを前提に平成24年4月から、入院機能を休止し、医療センターは存続する。 ・入院休止の補完として隣接する鳥取県立中部医師会立三朝温泉病院との診療面での連携を進める。 ・地球物質科学研究センターを中心として温泉に関する研究を医療面と連携づけて新しい発展を期する。そのことによって、観光面を含め、地元へ貢献する。 <p>また、三朝町と連携し、12月27日に岡山大学に対し、三朝医療センター見直しにあたって、当該委員会の提言を踏まえ、次に掲げる事項が確実に実現されるよう要望を行うとともに、文部科学省に対して、当該要望の実現に向けた支援等に関し要望を行ったところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三朝医療センターの入院患者をはじめとする利用者が切れ目なく必要な医療を受けられるよう円滑に体制を移行すること。 ・岡山大学の地球物質科学研究センターの物質科学と三朝医療センターの医療機能が連携し、温泉医療研究の新たな発展を期する構想を実現すること。 	福祉保健部 健康医療局 医療政策課

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
20	国民健康保険制度の健全な運営確保について	<p>国民保険体制を堅持するため、制度間の不均衡を是正し、給付の平等と負担の公平性を図るため、医療保険制度の一本化を早期に実現すべきであります。当面、一般会計から国保特別会計への繰入れを解消すべく、国庫負担割合の引上げ等、国民健康保険制度の健全な運営確保について、国に対して強い働きかけをお願いします。</p> <p>また、県においても、交付金はもとより、市町村への支援策の検討をお願いします。</p> <p>国民健康保険制度は、わが国の国民皆保険体制の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に貢献してきたところである。しかし、景気悪化の影響や低所得者層の増加などにより被保険者の負担能力も低下し、保険料（税）の収納率も低迷するなど、極めて厳しい状況に置かれています。このため、市町村においては、依然として一般会計から国保特別会計への多額の繰り入れ等を余儀なくされ、市町村財政逼迫の大きな要因となっています。このため、国においては、国民保険体制を堅持するため、制度間の不均衡を是正し、給付の平等と負担の公平性を図るため、医療保険制度の一本化を早期に実現すべきであります。</p> <p>当面、一般会計から国保特別会計への繰入れを解消すべく、財政調整交付金等国庫負担割合の引上げを行うなど、国民健康保険制度の健全な運営確保について、国に対して強い働きかけをお願いします。</p> <p>また、県においても、交付金はもとより、市町村への支援策の検討をお願いします。</p>	<p>保険財政は、現在及び将来の給付と負担のあり方を十分検討した上で制度設計される必要があります。</p> <p>このため、厚生労働省は「社会保障と税の一体改革」の一環として、平成23年2月より「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」（政務レベル協議は今まで3回開催・知事会代表は栃木県）を行っています。</p> <p>本県もそのワーキンググループのメンバーに入っているため、今まで計10回開催されたワーキンググループの場において、国庫負担の引上げや医療保険制度の全国レベルでの一元化など、国民健康保険制度の構造的な問題への解決を主張してきたところです。</p> <p>現時点で明らかになっている見直し案は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方3団体が金額的に不十分と主張している「低所得者 <p>対策で最大2200億円の公費投入」（税制抜本改革時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県単位化として「保険財政共同安定化事業（30万円超の医療費を市町村の被保険者数などに応じて平準化・平成25年度までの暫定制度）」の恒久制度化と対象を全ての医療費への拡大（H27～） ・財政調整機能の強化として、国定率負担を2%減らして都道府県調整交付金を2%増やす。（H24～） <p>のみであり、これだけでは十分な内容といえないものとなっています。</p> <p>「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」の場は今後も開催されますので、県として引き続き国民健康保険制度の構造的な問題への解決を主張していきます。</p> <p>また、県単独の支援については、現行制度では国保事業は市町村が保険者として責任を持って運営されるものであり、県は法に基づく応分の負担を行うよう役割分担がなされており、県としては、法定外の新たな財政支援は考えて</p>	福祉保健部 健康医療局 医療指導課
21	子宮頸がん等ワクチンの定期接種化と財政措置について	<p>子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンについては、平成22年度の国の補正予算において、平成23年度までの事業として財政措置されているが、翌年度以降の国の方針が不明確であります。</p> <p>全ての市町村が当該予防事業を継続するためは、受益者負担の軽減が大きな課題であり、国の責任に置いて定期接種化と恒久的な財政措置を講ずるようお願いします。</p> <p>また、任意接種につきましては、市町村の負担となっており財源の確保について苦慮し、実施についての障害となっています。</p> <p>鳥取県では「子育て王国とっとり」の宣言や「がん対策推進条例」の設置など、「子育て」や「がん対策」について積極的に推進されているところです。</p> <p>これらの実現のためにも、現在実施している任意の予防接種について、県の財政支援をお願いします。</p>	<p>県では、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3つのワクチンについて、平成24年度からの定期接種化及び財政措置について、国へ要望したところです。</p> <p>これらのワクチンは、国の専門家会議の中で予防接種法上の定期接種に位置づける方向で取り急ぎ検討すべきであるとの意見書が出され、ひとまず基金事業で接種をしていく方向性で整理がなわれているものです。なお、当該基金事業については、当初、平成23年度末までの予定でしたが、国の平成23年度第4次補正予算の中で、平成24年度末までの基金事業延長が決定されました。</p> <p>ワクチンは本来国の制度として確立すべきであるとの認識であり、現在、流行性耳下腺炎、水痘等の任意接種のワクチンについては、国が予防接種法上の定期接種に位置づけるかどうか検討しているところであることから、現時点では、県独自の助成制度の創設は考えていません。</p>	福祉保健部 健康医療局 健康政策課

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
22	県立厚生病院の医療体制等の充実、整備について	<p>県立厚生病院は中部圏域の医療の中心であり、質の高いガン診療の中心的役割を担う中核病院として「地域ガン診療拠点病院」の指定を受けています。しかし、ガン診療体制が十分に整備されているとは言えず、急激に増えてきている乳ガン・大腸ガン・肺ガン等への診療体制の充実、整備をお願いします。</p> <p>また、小児科診療では、発達障害児の割合が増えてきています。障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向け、障害児施設や各専門スタッフ（言語聴覚士・理学療法士・作業療法士等）との連携により、発達段階に応じたきめ細かな指導体制につなげていけるシステム化を構築し、発達の遅れを早期に診断し、対応の誤りから二次的な精神障害に進展することのないよう、適切な指導・治療を望みます。</p> <p>眼科診療については、火曜日・金曜日の週2回診療ですが、診療日数が十分とは言えず、月～金まで毎日診療ができる体制、整備をお願いします。</p> <p>さらに、中部圏域では厚生病院が人間ドック検診を撤退して以来、婦人科検診も含めて実施している病院が極めて少なく、委託の際に市町村・事業所間で日程調整がつかずいまだに混乱している状況です。婦人科検診も含めて総合的に実施できるドック検診の復活をお願いします。</p> <p>加えて、中部圏域では小児科医が少なく病児・病後児保育については、その制度化が図られているものの、病気の回復期に児童を保育する病後児保育のみを実施し、病児保育は実施されておりません。複数の小児科医が常駐されている県立厚生病院での病児保育施設の設置をお願いします。</p>	<p>①がん治療の一つの柱である放射線治療に関して、現有の低出力放射線治療装置を24年度に高出力型に更新予定です。</p> <p>乳がんに関しては、中心となった医師が平成22年5月末に退職したため、現在2名の医師で対応していますので、乳腺専門医の派遣を受けられるよう大学に要請中です。</p> <p>大腸がんについては、平成21年度に消化器外科を開設し、4名の常勤医師で対応しており、充実した体制となっています。</p> <p>肺がんについては県内トップクラスの手術数（平成22年：69例）を実施しています。</p> <p>②発達障害児への支援については、関係部門と必要な連携を図り、適切な診断を行ってきたところですが、引き続き努力していきたいと考えております。</p> <p>③眼科は平成22年3月末で常勤医が不在となり、鳥取大学からの診療援助で週2回の外来診療を行っています。鳥取大学には常勤医の派遣を要請していますが、県内の眼科医が不足しているため派遣が困難な状況にあります。</p> <p>④平成21年3月に健診担当医師が退職したこと、急性期病院としての厚生病院の役割、中部圏域の健診実施医療機関の状況を勘案し人間ドックの廃止を決定したものです。</p> <p>なお、婦人科健診に関しては倉吉市からの要望により平成21年度以降も実施しています。</p> <p>⑤病児保育の事業主体は、市町村がなるべきものと考えておりますが、厚生病院としても協力できることはしたいと考えており、場所の提供、小児科医の協力については対応可能と考えております。</p>	病院局 総務課
23	少人数学級拡大の実現について	<p>知事マニフェストにあるように、小学校1、2年生及び中学校1年生の少人数学級編制を市町村の協力金方式ではなく、全額県負担により平成24年度より実施されるようお願いいたします。</p>	<p>これまで市町村の協力金方式で実施していた小学校1・2年生及び中学校1年生の少人数学級については全額県負担とし、小学校3～6年、中学校2・3年の少人数学級について、新たに協力金方式で拡充するよう、H24当初予算に盛り込んだところです。</p>	教育委員会 小中学校課

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
24	学校現場の実態を踏まえた通級指導教室の開設枠の確保並びに特別支援学校通級指導教室への通学支援の実施について	<p>学校現場では、注意欠陥多動性障がい、広汎性発達障がい等を抱えながら、通常学級に在籍している児童生徒が増えています。</p> <p>一般的には、小学校及び中学校の通常の学級に在籍する児童生徒の6.3%（文部科学省全国実態調査H14）が特別な教育的支援を必要とする可能性があると報告されています。特別支援教育については、県教育委員会としましても、その位置付けは大変大きく、尚且つ、重要なこととして捉えていただいております、必要に応じた開設を検討されていると思います。</p> <p>これらのことにより、学校現場の実態を踏まえた通級指導教室の開設に努力していただきたい。</p> <p>また、特別支援学校に開設されている通級指導教室への通学が、保護者の生活実態により、通級できない児童がいるという現状があります。</p> <p>既に事業化されている「特別支援学校通級支援」を拡大・充実する観点から、新規の取り組みをお願いします。</p>	<p>通常の学級に在籍する特別な支援の必要な児童・生徒に対応するため、通級指導教室の開設については、市町村教育委員会からの要望を受け、国からの加配教員を配置しているところです。しかし、加配教員の数には限りがあり、希望のあった全ての学校に配置することは困難な状況です。今後も、児童・生徒にとってより効果的な教員配置となるよう、市町村教育委員会の要望を聞きながら、国への加配要望、加配教員の配置等を行っていきたいと考えています。</p> <p>また、特別支援学校における通級指導教室（発達障がい）については、原則、通級指導教室が設置されていない町村の子どもを対象に実施しています。移動時間等を考慮し、必要に応じて巡回指導も行っているところです。児童生徒の状況は個々によって異なるため、巡回指導の必要性があると考えられる場合については、発達障がい教育拠点設置校（白兔養護学校、倉吉養護学校、米子養護学校）に相談してください。</p>	教育委員会 小中学校課 特別支援教育課
25	小学校に専科教員の配置（雇用創設）について	<p>小学校に、体育、英語、図画工作、音楽、理科などの専科教員を配置することにより、教員の免許教科や得意教科をいかすことができる。このことは専門性を生かした授業改善が図られ、子どもにとってより分かりやすく楽しい授業の展開が予想され学力向上につながると予想される。また、中1ギャップといわれる中1の学校不適応が課題となっている。不登校も小学校では見られないが中1に出現率が高い実態がある。小中連携が図られることで高学年の段階を踏まえ、児童の個性を生かした生徒指導を推進できる。</p> <p>背景の1つとして、近年、家庭教育の低下、発達障がいの子どもの増加、過干渉の保護者の対応、家族支援など小学校授業以外の仕事内容が多様化しており、全教科、領域の学習準備や研究が困難になってきている現状がありますので、専科教員の配置をお願いします。</p> <p>体育 子どもの体力の低下が課題となっている中で、子どもの健康体力向上について全学年を通して専門知識を生かした指導ができる。教員の高齢化に伴い、師範演技や試技が行えない現状を打破することもできる。水泳、陸上など専門的な指導も可能である。</p> <p>外国語活動 小学校ではコミュニケーションを図ろうとすることが主であり、子どもたちは英語に親しみを感じ大好きである。しかし、中学校では文法や書くことが多くなりそのギャップに戸惑う児童も多い。外国語活動から英語へつなげる連携を推進するために指導方法の工夫や教材の精選など必要である。</p> <p>図画工作・音楽 造形・デザイン・絵画、器楽、歌唱、楽典などそれぞれ専門知識が必要な教科である。現在も中学校美術教員が小学校で授業を行うところもある。音楽専科は大規模校では配置されているところも多いが、児童数の関係で小規模には配置できない状況もある。専門的知識がより要求される教科であり、特に高学年の児童になると高度な技能や技術を求める児童も多くあり、専科を置くことでその対応が図られ学習意欲の向上、学力の定着につながる。</p>	<p>小学校の専科教員の配置については、児童生徒の学力や体力の向上を図るなど、学校教育の充実のための一つの有効な取組であると考えており、体育授業における専門的な技術指導や放課後等に体育指導を行う体育専科教員（非常勤講師）をモデル的に3校に配置することを検討しています。（期間は1年間）</p> <p>また、国も24年度に小学校専科教員の配置を予定しており、国の加配による配置が可能となるよう要望していきたいと思います。</p>	教育委員会 小中学校課

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要望内容	要望に対する意見	担当部課
26	教育支援センター設置に係る補助事業の継続について	<p>不登校の児童生徒は全国的には増加傾向にあり、町村においても同様の傾向が見られます。学校や教育委員会としても、未然防止や不登校状態にある児童生徒の再登校に向け、様々な取り組みをしているところではありますが、複数の要因が複雑に絡み合い、解決が難しいのが現状です。</p> <p>町村では、単独あるいは複数の町村が共同して教育支援センターを設置して、不登校児童生徒の学校への復帰を支援するため、保護者も含め必要な相談や指導、支援を行っております。教育支援センターは、再登校できない児童生徒が学校に代わる学びの場として、非常に重要な役割を果たしています。</p> <p>県内各地域の教育支援センターの運営につきましては、平成18年度までは全額補助、平成19年度から3年間は県費1/2補助となり、平成22年度から平成23年度は県費1/3補助によりご支援をいただいております。しかしながら、次年度以降は補助金をなくしてすべて町村負担となると伺っております。</p> <p>平成22年度の鳥取県の不登校率を見ますと、小学校では0.33（全国平均0.31）で全国16位、中学校では、3.14（全国平均2.62）で全国4位というデータがあります。この数字を見る限り、不登校は鳥取県教育行政の中心課題の一つと思われます。</p> <p>統計的な推移や現状を見ても、全ての不登校問題を解決することは難しく、今後その対応の重要性が増すものと思われます。本来、不登校児童生徒の将来的な社会的自立に向けての支援は、県と市町村がともに担うべきであり、不登校状態にある児童生徒が生き生きと学ぶ場を保障するためにも、補助事業の継続、そして相談員や指導員などの専門的な人的支援等、更なるご支援をお願いします。</p>	<p>教育支援センター（適応指導教室）に対する運営費補助については、平成21年度末で終了予定でしたが、継続を望む市町村の強い要望と、激変緩和のため、運営費の補助率を3分の1とし2年間（上限300万円）に限り延長してきたところです。この取扱いは、激変緩和による例外的な措置として2年間と終期を定めて延長したものであり、継続は困難です。</p> <p>これまででも、市町村教育委員会や教育長との意見交換会でも支援継続の要望をいただいておりますが、補助終了について御理解いただき、市町村として支援センターの円滑な運営について万全を期していただきたいと思います。</p> <p>なお、県教育委員会として、総合的な不登校対策事業について、24年度予算に盛り込んだところです。</p>	教育委員会 小中学校課
27	社会教育施設の整備及び旧学校施設の解体撤去に係る財政支援について	<p>公民館活動やスポーツ活動などの社会教育活動は、人と人との交流や地域間交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するとともに、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた地域社会の実現に不可欠なものであります。</p> <p>つきましては、社会教育施設の新設又は大規模改修に係る財政支援を国及び県にお願いします。</p> <p>また、学校統合等により現在利用がされておらず、今後においても有効活用が見込めない旧学校施設について、地域住民の暮らしにおける安全面を考慮し、解体撤去を行う場合の財政支援についても併せてお願いします。</p>	<p>社会教育施設については、平成9年度限りで国庫補助制度（公立社会教育施設整備費補助金）が廃止され、地方交付税措置による対応となったことから、新設又は大規模改修に係る財政支援は県としては困難です。</p> <p>既に廃校や休校となっている施設の解体撤去に対する財政支援制度はありませんが、旧学校施設を解体撤去して増改築する場合には文部科学省所管の補助制度（学校施設環境改善交付金）があり、増改築の補助単価の中に解体撤去費も含まれています。</p> <p>同じく、社会体育施設（地区体育館等）の新増築及び大規模改修については、一定の条件を満たせば文部科学省所管の補助制度（学校施設環境改善交付金）の対象となりますので、ご活用ください。</p> <p>なお、社会教育施設の耐震化については、義務教育施設整備と同程度の財政措置を図るよう全国都道府県教育長協議会を通して国に要望しているところです。</p>	教育委員会 家庭・地域教育課 教育環境課
28	鳥取県方式による緊急雇用事業制度の創設について	<p>国の基金を積み立て3年間実施いたしました市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の内、ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用事業が23年度で終了予定です。</p> <p>未だに、地域の雇用は厳しい状況が続いておりますので、本年度終了予定の上記事業につきましては鳥取県方式での緊急雇用事業制度を創設し、雇用を維持できるようお願いします。</p>	<p>本県の雇用情勢は、依然厳しいことから、ふるさと雇用再生特別基金事業の基金の積み増し及び事業期間の延長について7月及び10月に国へ要望を行ったところですが、24年度以降の事業の継続は厳しい状況です。</p> <p>24年度も継続される重点分野雇用創造事業については、国の第3次補正により21.3億円が追加配分されたところであり、まずは、本事業を十分活用して雇用の維持を図っていききたいと思います。</p> <p>なお、県も財政状況も厳しいことから、これまでの国の雇用創出基金事業をそのまま継続するのではなく、真に必要な事業に絞り込むこととしており、各市町村においても、真に雇用に結びつく独自の施策の検討をお願いしたいと思います。</p>	商工労働部 雇用人材総室

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要望内容	要望に対する意見	担当部課
29	環境にやさしい防犯灯等の整備について	<p>県では、環境にやさしいLED照明導入促進事業費補助金制度が創設されており、企業連携型として県内LED製造事業者が住宅分野へモデル的に導入する経費に対し助成を行い、また、地域連携型として町村が地元企業や自治会と連携するなどして商店街やアーケード照明、防犯灯や公園照明等にLED照明を導入する経費に対し助成を行うこととし、環境対策と地元企業の育成に取組んでおられます。</p> <p>各町村においては、徐々に環境にやさしいLED照明の整備が進んでいるところであり、今後、ますます本制度の活用が増大するものと考えられますので、引き続き制度を存続していただきますようお願いいたします。</p>	<p>LED照明は数年でコスト回収が可能であることから、公共的施設への導入は各町村で対応されることが基本と考ええます。</p> <p>現在の補助制度は、見直しにより終了とします。</p> <p>なお、24年度からは、防犯灯整備に対しては助成する予定です。</p> <p>(くらしの安心推進課 安全なまちづくりLED防犯灯設置促進事業 5,000千円)</p>	生活環境部 環境立県推進課
30	ケーブルテレビ伝送路の張替えについて	<p>町村が運営するケーブルテレビ局では、伝送路の老朽化に伴うケーブルテレビの受信障害やタップや増幅器等の機器の交換が必要な箇所が多くなり、修繕等に係る費用が毎年増加しています。このままですと伝送路の修繕費等が財政を圧迫し、伝送路が維持管理できなくなり、ケーブルテレビの受信障害が増えることが予想されます。</p> <p>伝送路の張替えは多額の経費が必要で、現在の合併特例債の枠に納まる金額ではありません。国に対して交付金制度の創設を要望いたします。</p> <p>ICT交付金に替わる伝送路整備に係る交付金の創設を国に要望していただきますようお願いいたします。</p>	<p>一定の要件のもと超高速ブロードバンド環境整備への支援（イニシャルコスト支援）を行う国の交付金は平成23年度に創設され、平成24年度に盛り込まれたところです。</p> <p>(総務省「情報通信利用環境整備推進交付金」)</p> <p>イニシャルコスト支援の継続・拡充やランニングコスト支援制度の創設について、全国都道府県と連携して次のとおり国に要望しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超高速ブロードバンドをはじめ、公設の情報通信網の整備に要する経費について、補助事業等の継続・拡充により市町村への支援を行うこと。 ・情報通信網の管理・運営に要する経費について、市町村等への支援策を創設すること。 	企画部 情報政策課
31	再生エネルギービジョンの早期事業化・予算化について	<p>福島第1原発の事故を契機に、脱原発と再生可能なエネルギーの利活用についての機運が高まっている。このため、個人向け太陽光等の発電システムと省エネルギー設備の一層の普及拡大の推進のため、設置に係る県補助事業の拡大と、太陽光等の発電システムの個別設置者を含めた、電力の地域融通を行うスマートグリッドの事業化をお願いします。</p>	<p>再生可能エネルギーの加速的な導入を図り、原子力発電への依存をできる限り減らしていく「緩やかなエネルギー革命」を推進しており、今後も住宅用太陽光発電等の普及促進に努めていきたいと考えています。現在の県補助事業の財源であるグリーンニューディール基金が平成23年度限りで廃止となること、太陽光パネルのコストが低下していることを踏まえて、補助率や補助単価の見直しを、平成24年度当初予算に盛り込んだところです。また、スマートグリッドについては、今年度実施している再生可能エネルギー導入モデル事業において、太陽光発電による電力を地域で融通することを検討しており、基本計画・基本設計の作成を委託しています。今後、基本計画・基本設計を踏まえて、事業化を検討したいと思います。</p>	生活環境部 環境立県推進課
32	地下水の保全条例制定について	<p>近年、新たな地下水利用形態の拡大による地下水の採取が県内でも行われている実態を受け、持続可能な地下水利用に向けた水源の確保、生活環境の保全を図るため、「地下水の採取」について、事前に市町村への届け出等の条例を定める必要があると考えます。</p> <p>県におかれましても、現在条例制定を検討中ということで、早期に制定されることをお願いします。</p>	<p>国、県及び市町村で構成する持続可能な地下水利用に係る検討会を設置し、事業者の方々とも意見交換(9/21.9/26)を実施しながら制度検討をしています。現在、新たな掘削に係る事前調査のあり方や手続き、さらには、持続可能な利用に向けた関係者の連携・協力などについて検討しているところです。県民のみならずのご意見もうかがいながら、できるだけ早く条例制定できるよう進めて参りたいと考えています。</p>	生活環境部 水・大気環境課

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
33	有害鳥獣駆除対策の拡充及び継続について	<p>有害鳥獣による農作物被害は、近年顕著に増えており、過疎化・高齢化が進んでおります中山間地域におきましては、農家の生産意欲減退、耕作放棄地の増加が加速し、単に農業面だけの問題にとどまらず、集落の存続が危惧される大きな問題となっております。</p> <p>このような状況を踏まえ、地域で連携して有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置、更には一部の町村では有害鳥獣の駆除に対して県補助に上乘せ支援を行っておりますが、町村負担の増大、有害鳥獣対策についての専門家、担い手の不足等により今後とも継続して被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況にあります。</p> <p>つきましては、県におかれては有害鳥獣対策には多大なるご支援をいただいているところでありますが、今後とも国の鳥獣害防止総合対策事業の要望額確保と単県事業の鳥獣被害総合対策事業の継続をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 有害鳥獣の侵入防止柵、捕獲柵、ワナ等の設置に対する助成額の嵩上げ 2 捕獲奨励金の交付制度の継続並びに奨励金の嵩上げ 3 猟友会の育成援助 4 鳥獣被害対策について技術指導等を行う専門家（鳥獣被害対策専門員）の再配置 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の鳥獣被害防止計画に基づいて行う対策が円滑に進むよう、国・県・市町村の役割分担等の検討を行いながら、引き続き有効な支援を行いたいと思います。また、国事業については市町村の協力を得ながら要望額確保に努めたいと思います。 2 鳥獣被害をなくすためには侵入防止、捕獲、周辺環境改善の3つの方法を合わせて実施することが効果的であり、捕獲奨励金については今後も継続して実施したいと思います。なお、奨励金の嵩上げは考えていませんが、町負担分については特別交付税措置（80%）の対象となるので活用したいと思います。 3 第一種銃猟免許所持者の高齢化と減少傾向は、県としても今後の有害鳥獣捕獲作業に支障を及ぼすと懸念しています。このため、後継者の育成・確保の一環として若手養成講習会や免許所持者の資質向上研修会の充実及び射撃場整備の検討などを行っているところであり、引き続き捕獲者の養成・確保対策について、猟友会関係者と協議して有効な手段を検討していきたいと思います。 4 現地の要望に迅速かつきめ細かく対応するため、改良普及員等に鳥獣被害対策研修を行ってきたところです。また、地域で技術指導できる民間指導者「イノシッス」を養成するため鳥獣里山塾を開催して人材育成をしてきたところです。 <p>これらの指導者を活用して地域指導体制の強化を図ることで対応可能と考えており、「専門員」等の配置は考えていません。</p>	<p>農林水産部 生産振興課</p> <p>生活環境部 公園自然課</p>

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課									
34	東郷湖周の整備促進について	<p>東郷湖周は、三朝東郷湖県立自然公園内にあり、美しい景観と優れた自然環境を有する地域です。また、温泉、燕趙園などの観光資源や東郷湖羽合臨海公園などがあり、観光客はもとより、憩いの場、あるいはスポーツに親しむ場として、県内外の方から親しまれています。さらに近年は、ウォーキング等に親しむ団体や個人の姿が多く見られます。</p> <p>つきましては、これらの動きを助長し、地域の活性化と周辺地域を含めた観光の振興を図るため、湖周のより安全で魅力的な地域づくりにご配慮をお願いします。</p> <p>1 東郷湖周回道路の整備促進 湖周の道路は、トライアスロン大会などを通じ、ウォーキング、ノルディックウォーク、自転車などの利用が盛んですが、歩道・自転車道が未整備の箇所があり、これらの障害要因となっています。県民の健康増進や観光振興のため、早急な整備をお願いします。</p> <p>2 東郷池河川整備計画の策定と実施 本年9月初旬の台風12号では、広範囲にわたり冠水し、床上浸水8戸、床下浸水26戸のほか、県道5か所と町道20か所が通行止めとなりました。住民が安心して生活できる基盤をつくるため、河川整備計画の早期策定と護岸等改良工事の実施をお願いします。</p> <p>3 県立東郷湖羽合臨海公園（南谷地区）多目的広場等の整備 県立都市公園である東郷湖羽合臨海公園南谷地区には、ハワイ夢広場、全天候のテニスコートなどがあり、多くの県民から利用されていますが、多目的広場、ローラースケート場は十分に活用されているとは言えません。つきましては、東郷総合運動公園サッカー場との一体的な運用により県外からの誘客を促進するため、多目的広場をサッカー場として整備するとともに、若者の活動する場を提供するため、ローラースケート場をスケートボード場として整備していただくようお願いいたします。</p>	<p>1 東郷湖周回道路での歩道未整備区間である県道東郷羽合線藤津地内については、事業実施に向け検討しています。また、県道倉吉青谷線松崎駅前付近については、東郷池の護岸が道路との兼用護岸になることから、平成24年度策定予定の東郷池河川整備計画が取りまとめられた後、整備について検討していきます。</p> <p>2 東郷池（橋津川）の整備については、次期改修箇所として、地元湯梨浜町等の御協力も得ながら河川整備計画作業を進めていた矢先、9月台風による浸水被害を被ったところであり、今後は整備計画策定作業を加速するなど、整備着手に向けて諸検討を進めていきます。</p> <p>3 多目的広場についてはサッカー以外の利用者の意見も聞きながら、現在の利用状況や必要とされる背景等を勘案して、公園施設の一部を地元に移管することも含めて検討してみたいと思います。ローラースケート場についてはかねてより地元の愛好グループの要望を受けて、広域的な利用や県外への情報発信効果等を調査しながら整備のあり方を検討しています。</p>	<p>県土整備部 道路企画課 河川課</p> <p>生活環境部 公園自然課</p>									
35	鳥取県住宅供給公社の存続について	<p>鳥取県住宅供給公社では、今日まで良好な住宅宅地を供給され県下各町村の地域活性化に大きな役割を果たしてこられました。しかしながら、残念なことに同公社のあり方について見直しをなされ、平成16年度からその機能が縮小されました。</p> <p>今なお県下町村で過疎化が進みつつある状況のなか、県土の均衡ある発展に向け、定住化を促進し環境に配慮された優良団地の供給にあたりその役割は重要性を増すばかりでありますので、今後とも同公社の存続を図られ、造成地の完売に向けて関係市町村と協調し販売促進等の強化に努めていただきますようお願いいたします。</p>	<p>鳥取県住宅供給公社は、平成20年度に業務体制の合理化や分譲宅地の販売促進策として定期借地権の導入等を盛り込んだ再生計画を策定し、現在経営再建中です。</p> <p>県としても引き続き公社の経営安定化を図るとともに、関係市町村と連携を図りながら、公社の宅地分譲の販売促進等について必要な支援を行っていききたいと思っております。</p>	<p>生活環境部 くらしの安心局 住宅政策課</p>									
36	中山間地域における地域に密着した農業生産法人の支援について	<p>中山間地における農業経営の現状は、高齢化による経営離脱、後継者不足により、農地の有効活用と生産力の減少が著しく、地域扶養力が減退しています。</p> <p>そのような中であって、地域に密着した農事組合法人や株式会社など地域に顔の見える法人が結成され、大切な農地の受け皿となっています。</p> <p>しかし、これらの経営体の、条件不利な生産環境や販売ノウハウの不足、農業機械の更新、後継者不足、高齢化、多角経営の不足、など、経営は不安定です。鳥取県では、機械整備等には、チャレンジプラン事業が既設されており、規模拡大に有効に活用されていますが、中山間地域では、新たな雇用を生じる投資には踏み込めていないのが実情です。</p> <p>一方、新規就農者にとっては、農業法人での技術研修を終了後自立するケースが増えていきます。また、販売環境整備では、すでに新潟県では専門知識を持った若者の採用に対し、助成する制度があります。</p> <p>これらの法人経営体が発展することで地域雇用の確保につながり、経済力のある農村社会が形成されるものと考えます。</p> <p>つきましては、中山間地域の厳しい経済状況をとらえ、経営継承、技術研修、販売環境整備等を目的とした新たな若年雇用に対し、3年間程度、経費の1/2程度の給与助成を制度化していただきますようお願いいたします。</p>	<p>平成20年度から、鳥取暮らし農林水産就業サポート事業で、農業法人、食品各業者等が新規就業者を雇用して実施する農業研修や食品加工研修、販売研修に要する経費を助成しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成期間 最大3年間（食品加工業は最大1年間） ・助成額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1年目</td> <td>月額</td> <td>13.7万円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>月額</td> <td>6.5万円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>月額</td> <td>4.0万円</td> </tr> </table> <p>平成24年度当初予算において、事業の継続とともに、中山間地域等での農業と他産業を組み合わせた新規就業者の研修についても助成を盛り込んでいます。</p>	1年目	月額	13.7万円	2年目	月額	6.5万円	3年目	月額	4.0万円	<p>農林水産部 農政課</p> <p>企画部 地域づくり支援局 中山間振興・定住促進課</p>
1年目	月額	13.7万円											
2年目	月額	6.5万円											
3年目	月額	4.0万円											

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
37	口蹄疫の防疫対策について	<p>平成22年4月の口蹄疫の発生以来、本県においても様々な防疫対策が実施されています。</p> <p>県内には多くの和牛・乳牛等が飼養されており、本県及び近隣の県での発生した場合には大きな影響があることと予想されます。</p> <p>については、口蹄疫発生時の対応について、次の事項について検討いただくようお願いします。</p> <p>1 牛等の埋却処分が行われますが、農家個人で埋却地の確保が出来ない場合の確保への支援をお願いします。</p> <p>2 今後、県の所管する放牧場等についても埋却処分予定地を事前に確保することになりますが、その際には、環境への影響等地域の実情に合わせた場所の選定をご指導いただくとともに、地元市町村ともよく協議いただくようお願いします。</p>	<p>1 埋却地の選定については、家畜所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準に「埋却地の確保の準備」が規定されたとともに、国の「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」により、原則として、「発生農場又はその周辺に埋却」とされており、まず農家等が所有する農場近隣の土地を検討する必要があります。近隣に埋却地が確保できない場合は、国指針では「地域ごとに、利用可能な公有地を選定する」とあり、団体、市町村、県あるいは国が保有する公有地の利用について検討する必要があります。</p> <p>現在、国有地のリストアップについても要望中であり、県有地についても検討していますが、町村有の土地の利用についても、併せて検討をお願いします。</p> <p>2 県が所管する放牧場内等で口蹄疫が発生した場合は、原則として、放牧場内において埋却地を確保することとなります。その選定に当たっては、水源の有無等の周辺環境への影響を考慮し、関係市町村と協議を進めながら決定したいと思います。</p>	農林水産部 畜産課
38	農地・水保全管理支払交付金（共同活動支援交付金）の平成24年度以降の継続について	<p>農地・水保全管理支払交付金（共同活動支援交付金）は、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、平成19年度から実施されておりますが、今年度をもって最終年となります。</p> <p>この事業は、農地・農業施設の荒廃化の防止や、農村環境の保全や向上といったことのみならず、農業者、非農業者が協力して集落を守っていく体制づくりにも大いに資するものです。</p> <p>県内では農村地域の人口の減少、高齢化・過疎化が進んでおり、農地・農業用施設や農村環境の保全、地域コミュニティ機能の強化については、継続した支援が必要です。</p> <p>農地・水保全管理支払交付金（向上活動支援交付金）は、平成23年度から新規で取組がなされていることから、平成24年度以降もいわゆる農地・水保全管理支払交付金事業の一階部分である、共同活動支援交付金を継続していくこと、また、現行の事業費水準を維持していくことについて、国への働きかけをしていただきますようお願いいたします。</p>	<p>平成19年度に創設された農地・水管理支払交付金（共同活動支援交付金）は、非農業者の維持管理活動への参加や共同活動の活性化に大きく貢献しており、必要不可欠であることから、事業の継続を国へ提案・要望しました。</p> <p>その結果、平成24年度概算要求で平成24年度～28年度まで継続要求されています。</p>	農林水産部 農地・水保全課
39	しっかり守る農林基盤交付金の継続について	<p>水路や農道・ため池などの農業用施設の老朽化が進んできており、今後も相当量の事業が見込まれます。</p> <p>鳥取県においても平成21年度からそのような要望に対応するため、「しっかり守る農林基盤交付金」を創設されましたが、同事業の継続と県交付金の交付率を事業費の50%以上とするとともに要望どおりの事業費の確保をお願いします。</p>	<p>しっかり守る農林基盤交付金は、農業者等のニーズに即応し、地域の農林業を下支えする事業として、制度自体を継続する必要性を十分認識しているため、事業を継続していくことを平成24年当初予算に盛り込んでいます。</p> <p>なお、交付率については、県は原則50%としており、町村としても農家負担が軽減されるよう配慮をお願いしたいと思います。</p>	農林水産部 農地・水保全課

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
40	森林整備対策について	<p>森林整備は、国土保全、水源涵養、温暖化防止などの公益的機能を持ち住民生活の根幹にかかわる、最も重要なものであります。 しかしながら、現在森林整備を取巻く環境は、林業生産の停滞、林業に従事する人の高齢化・減少並びに、災害による荒廃など、極めて厳しい状況にあります。 つきましては、下記事項について国等への要望並びに事業の継続等をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>1 緑の産業再生プロジェクト事業の継続について 2 松くい虫対策及びナラ枯れ対策について (1) 松くい虫対策については、県として防除計画に基づく適切な対応及び松くい虫対策経費の嵩上げ助成について (2) 急速に拡大しているカシノナガキクイムシによる、ナラ枯れ被害に関し、先端区域に係る駆除費用、県費補助100%事業の継続について 3 間伐材搬出推進事業の継続について 4 鳥取県林業再生事業（森づくり作業道整備事業）の予算拡充について 5 竹林整備事業の現行制度維持及び予算拡充について</p>	<p>1 緑の産業再生プロジェクト事業の継続について 国の平成23年度第3次補正予算において、本事業が平成26年度まで継続されたことから、本県としても積極的に事業推進していく所存です。</p> <p>2 松くい虫対策及びナラ枯れ対策について 県・市町村が連携して取り組んできており、平成24年度予算においてもこれまでの助成措置の継続について検討しているところです。各市町村においても協力をお願いします。</p> <p>3 間伐材搬出推進事業の継続について 事業継続するよう、平成24年度当初予算において盛り込んでいるところです。</p> <p>4 鳥取県林業再生事業（森づくり作業道整備事業）の予算拡充について平成24年度当初予算において盛り込んでいるところです。</p> <p>5 竹林整備事業について 平成24年度においても助成措置の継続について盛り込んでいるところです。当該事業は森林環境保全税を財源とする事業であり、税収額に応じ優先度を考慮しながら実施していきたいと考えています。</p> <p>(※森林環境保全税については、平成24年度に見直しの検討を行います。)</p>	農林水産部 森林・林業 総室
41	急傾斜崩壊防止対策事業の実施について	<p>急傾斜崩壊防止施設の整備につきましては、急傾斜地法に基づき保全人家5戸以上を対象に補助事業及び単県事業で整備をしていただいているところです。 山間部等の過疎地域においては保全人家5戸未満の集落が多く点在し、何らかの対策を行う必要があると考えられる危険度が高い急傾斜の箇所があります。 しかしながら町単独事業で整備するには、厳しい財源状況等があり着手できないのが現状です。 つきましては、町民の人命、財産を守るため新たな砂防対策事業及び急傾斜崩壊防止対策事業の実施をお願いします。</p>	<p>従来、保全人家5戸未満の場合、県の予防事業では対策可能な事業がありませんでした。しかし、5戸未満の場合でも危険度・緊急性が高い箇所があり、今後の豪雨、地震等により新たに危険な箇所が発生する可能性もあることから、保全人家5戸未満を対象に、市町村が事業主体となる県の補助制度の新設を24年度当初予算で盛り込んでいるところです。</p>	県土整備部 治山砂防課
42	土砂災害防止警戒区域の指定について	<p>土砂災害防止法における知事指定の土砂災害警戒区域（イエロー区域）及び土砂災害特別警戒区域（レッド区域）の指定について、区域の指定は画一的で指定されており、土質調査等の調査を行っていない現状であります。 つきましては、区域の指定の為の十分な土質調査等を行っていただきますようお願いいたします。</p>	<p>区域指定により警戒避難体制の整備や危険箇所での立地抑制等を図るため、早期指定を目指しております。 このため、すべての調査箇所の詳細な土質調査には膨大な費用及び時間がかかることから、目視による現地調査を基本としています。 なお、全国的にも目視等により調査が行われています。</p>	県土整備部 治山砂防課